

山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付要綱

平成29年3月23日

告示第42号

(目的)

第1条 市民の自然エネルギー活用及び省エネルギー対策を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、もって自然豊かな環境にやさしいまちづくりを推進していくため、住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム（以下「自然エネシステム等」という。）の設置者に対し補助するものとし、その補助金の交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象システム)

第2条 この要綱において、補助金の交付の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）とは、別表第1に掲げる区分ごとに同表に掲げる内容を備えるものとする。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に対象システム（未使用品であるもの。）を設置又は対象システムが設置された建売住宅を購入した者
- (2) 市税等を完納している者
- (3) 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうちローン金額を除いた部分が自然エネシステム等の契約額を超えていること。
- (4) 対象システムを設置する住宅が交付対象者の所有物でないときは、交付対象者は建物所有者の設置承諾書（様式第1号の2）により、当該所有者から事前に承諾を受けなければならない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第1の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定めるところにより算出した額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）以内とする。ただし、同表の第4欄に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去に市の補助金を受けて自然エネシステム等を設置した者が同一種類の対象システムの補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置（施工）業者との工事請負契約書の写し（対象システムが設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (2) 対象システムの機種名及び性能が分かる書類（カタログ・保証書等の写し）
- (3) 代理人、申請者確認事項について（様式第1号の2）
- (4) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (5) 市税等納税証明請求書（様式第1号3号）により証明を受けたもの
（他市町村から転入の場合は、前年度居住していた市町村の納税証明書）
- (6) 対象システムの設置前及び設置後の状態を示す写真
- (7) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を決定し、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合、山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の交付額の決定を受けたときは、遅滞なく山梨市住宅用自然エネルギー及び省エネルギーシステム設置費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、請求書の提出を受けたときは、内容を確認し、申請者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し又は返還)

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付、受理を受けようとした場合又は受けた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(維持管理)

第10条 申請者は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から最低5年間は継続して維持管理するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 申請者は、この補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助要件)

第12条 市長は、補助金を交付した者に対し、必要に応じてデータの提供の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

1 交付対象設備の区分	2 交付対象となる設備の要件	3 補助金の額	4 補助限度額
住宅用 地中熱利用システム	<p>1 地中熱（地下水熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプでくみあげることにより、空調又は給湯等に利用するシステム。</p> <p>2 エネルギー消費効率（COP）が、3.0以上であること。</p> <p>3 当該年度に購入及び設置したもの。</p> <p>4 未使用品であること。</p> <p>*補助対象経費：採熱井掘削・採熱パイプ・ヒートポンプ・循環ポンプ・バッファタン・設置工事</p>	設置経費 の10分の1	100,000円
住宅用 太陽熱利用システム	<p>1 平板又は真空ガラス管形状の集熱器、蓄熱槽、不凍液等の熱媒、熱媒循環ポンプ等の機器で構成され、給湯、冷暖房等に利用するソーラーシステム又は、太陽光高度利用システム</p> <p>注) 集熱器と蓄熱槽が一体化された自然循環型の太陽熱温水器は対象となりません。</p> <p>2 当該年度に購入及び設置したもの</p> <p>3 未使用品であること</p> <p>*対象経費：集熱器・架台・蓄熱槽・貯湯ユニット・設置工事</p>	設置経費 の10分の1	50,000円
住宅用 燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	<p>1 ガスから水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い、発電時に発生する廃熱を給湯、暖房等に利用するシステム。</p> <p>2 定格運転時において0.5から1.5キロワットまでの発電能力があること。</p> <p>3 当該年度に購入及び設置したもの</p> <p>4 未使用品であること</p> <p>*対象経費：燃料電池ユニット・貯湯ユニット・設置工事</p>	設置経費 の10分の1	50,000円
住宅用蓄電池システム	<p>1 太陽光発電システム（10キロワット未満）を設置し、同システムが発電する電力を蓄放電できる定置用リチウムイオン蓄電池であること。</p> <p>2 当該年度に購入及び設置したもの</p> <p>*対象経費：リチウムイオン蓄電池・設置工事</p>	設置経費 の10分の1	50,000円